

# 大砂行政労務事務所主催「労務改善セミナー」

## セミナー内容&講師紹介

### 第1講座

#### ▶ 企業の対応必至！働き方改革で何が変わるの？

2019年4月より、年間の時間外労働の限度時間が設定されるとともに、違反した場合には、罰則が科される予定となっています。企業が取り組むべき労働時間の削減方法とは・・・？残業上限規制を徹底解説、その他労働基準法はどう変わる？今から準備したい企業の対応についてお話しします。



社会保険労務士／第一種衛生管理者  
大砂行政労務事務所 マネージャー

大砂 舞子

“オオスナイズム”の継承者として、労働組合をはじめとする様々な労務問題について研究し、大砂行政労務事務所のブレンとして活躍中。経営者の立場に立った提案と、法令を順守した視点での分析は、顧客からの信頼は厚い。

### 第2講座

#### ▶ うつ病、勤務態度不良、パワハラ・・・こんなときどうしたら？労務問題解決実例

すべてあった実例を元に「こうするとトラブルにならない」問題の初期対応と予防をお伝えします。うつ病を発症した従業員への対応、勤務態度不良の従業員、従業員がどんどんやめていくパワハラ上司の対応等。労務問題が起こったときに、どのように対応するのか、具体的解決事例でのマル秘テクニックをお聞き下さい。



特定社会保険労務士／特定行政書士

大砂行政労務事務所 代表  
株式会社 アシスト 代表取締役

大砂 彰

創業から30年間「問題社員から会社を守り、従業員を守る」視点で企業に降りかかる様々な労務問題、あっせん、未払残業、組合問題など真正面から立ち向かい解決してきた実績は、他の追随を許さないと自負している。

### 第3講座

#### ▶ もうお済みですか？「こうすればいい」がすぐ分かる就業規則改正のポイント

無期雇用転換、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、定年や再雇用について等、さまざまな法改正に対応する就業規則の改正ポイントと助成金活用法をお伝えします。



社会保険労務士  
大砂行政労務事務所 課長

石野 理香

社会保険の手続きや給与計算等の内部業務のトータルサポートだけでなく、これまであらゆる企業の就業規則作成で、数々の労務問題の予防と解決の実績を持つ。実戦型就業規則の提案と導入において依頼先企業の信頼は厚い。

※参加をキャンセルされる場合は、6月9日の17時までにお電話にてご連絡ください。お取り消しの場合、前日までのキャンセルは受講料の50%、当日のキャンセル及び連絡のない欠席は受講料の100%前日までの下記の通りキャンセル料を申し受けますので、ご注意ください。

## お申込欄 FAX 用 0790-62-5843 (24時間受付)

フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者名	
所在地	〒	フリガナ	
		ご担当者	
		従業員数	
TEL		FAX	
ご参加者氏名	(役職) (氏名)	ご参加者氏名	(役職) (氏名)

※当セミナーは、管理職以上の方限定です。同業者のご参加はご遠慮ください。申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーのご案内等、弊所の営業活動に使用することがあります。法令で定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。